

さいたま市自治基本条例検討委員会

第31回 会議の記録

日時	平成 23 年 8 月 2 日(火) 18:45~21:20
場所	浦和コミュニティセンター第13集会室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 12 名 内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／染谷 義一／高橋 直郁／富沢 賢治／中田 了介／ 中津原 努／福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／渡邊 初江 (欠席者:伊藤 巖／遠藤 佳菜恵／三宅 雄彦／湯浅 慶／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕 計 5 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕 計 1 名 谷口涼 〔傍聴者〕 2 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開 会 2 議題 (1)各チームからの報告事項について (2)自治基本条例について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・資料1 最終報告(たたき台)※第3章(市民と市がともに進めるまちづくり)第13条～第17条
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

- (本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)
- (会議の公開と傍聴者の確認)
- (配布資料確認)
- (意見書の説明)

○福島委員長

- ・ 各チームからの報告事項について、まずは広報チームから何か報告があればお願いしたい。

2 議題

(1)各チームからの報告事項について

○細川委員

- ・ 特にない。

○福島委員長

- ・ 職員との意見交換会についての報告をお願いしたい。

○堀越委員

(さいたま市自治基本条例検討委員会と職員有志の意見交換会)

職員からの意見（発言順）

A

- 隗より始めよ。まず自分に厳しくなければならない。市長や議会に対し「努めるべき」とあるが、いわゆる努力義務で、「努力すれば良い」となってしまう。義務付けが強すぎてものがんじがらめになってしまうが、情報共有や情報公開のところは、義務付けをもっと強めても良いのではないか。意識改革は進んでいると思うが、情報公開に関してさいたま市はまだまだだと感じる。市民と何かやろうというときに、情報共有は大切である。
- 「市の発展のための法務」に関して、条例等の制定改廃を行ったものについて、「十分市民に説明する」など説明責任を入れたらどうか。国の地域主権改革の中で、法律で決めていた内容を条例に委任することが進められている。これまでは「国が決めたことだから」で済んでいたが、今後は、なぜそう決めたのか、説明が必要となる。
- 自治基本条例に関する盛り上がりが必要だが、まだまだ知らない人が多く、一般に馴染んでいない。大きい市なので難しいことだが、市民自治の担い手は誰なのか、多くの市民が意識するだけでも改革は進む。
- 様々な事務、手続があるのは理解するが、会議の会議録のホームページ掲載がもっと早くなれば良い。意見交換会や会議傍聴に来る市民は古い情報しか持たず、市と市民との議論がかみ合わない。
- 自治基本条例ができると何が変わるか、具体的なことは言えないが、様々な場面で分かりやすく説明していくことが大事ではないか。

B

- 理念だけでなく手続にまで踏み込んでも良いのではないか。しかしながら、期限もあるのでこの自治基本条例について今から大幅な変更は難しいと思う。そこで、手続条例の検討や制定も視野に入れて、自治基本条例の条項ごとまたは運用条項のあたりで別の手続条例の制定を検討することを制度化したらどうだろうか。自治基本条例ができたからそれとは別に手続条例ができた、というのも自治基本条例の成果であると思う。
- 完璧な条例はない。例えばサンセット条項を加えるなど、一定の年限で機械的に見直しを行うことを制度化したらどうか。
- 「市の発展のための法務」について、おそらく政策法務まで踏み込んでいると思うが、それも問題解決の手法でしかない。解決されない問題の把握・顕在化と、解決のための手法として政策法務、重点予算化、総合振興計画への組み込みなどを入れるのはどうか。
- 「市民参加」について、プラーヌクスツェレ（無作為抽出による市民参加）の手法が有効ではないか。実際に行ったことがあるが、サラリーマンの方たちが参加してくれて、新しいアイデアがあった。「公募等の方法」とあるが、公募だと問題意識のある人が参加し、議論は盛り上がるが市民参加の広がりが少ない。市民参加の広がりを見せないという問題意識があるのなら、職員としては非常に大変であるが、市全体として取り組むという決意で、プラーヌクスツェレを一つの柱として入れて良いのではないか。その他、ホールシステム・アプローチという手法もあり、様々な手法を組み合わせていくのが良いのではないか。

C

- 条例をつくって終わりではなく、市民、職員ともに「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という一人ひとりの意識向上を続けていくのが大切。自分たち若い世代は、まちづくりに無関心で、「誰かがやってくれる」、「特に不自由はない」という人が多いと思う。長期的になるが、小さい頃から社会参画の意識づくりが進めば良い。「自治の担い手としての人づくり」があるのは良いが、もっと踏み込んでも良い。

D

- 羅針盤としての基本条例であるべき。条例ができたなら何がよくなったか、それは運用次第である。ただし、羅針盤の評価は難しい。評価には指標が必要だが、何を持って指標とするのか、やり方によっては的外れなものになる。
- 仕事をしていて市民から寄せられる意見には、身近な課題に関するものが多い。自治基本条例のような全体の話に関心のある人は少なく、これをどう高めていくか。
- 市民の責任の記述が弱いのではないか。特に、議員や職員には自己啓発に関して書かれているが、市民が自分たちのまちをどう考えるのか、市民にもあって良いのではないか。
- 地域での活動に参加しているが、それを通じて様々なことが分かる。それを仕事に生かしたい。

E

- 何が特色なのか、何を持って成果とするのかがよく問われる。住民投票に関して、あっさり書かれているが、住民から請求できる等の記述については検討されたのか。特色になると思ったが。

F

- 市民参加の基本的手段が選挙であると思う。選挙で投票することを責務として書くことを検討できないか。

G

- 福祉（介護）に関しては、法律上カバーしきれない人もいるが、ボランティアに協力してもらうなど、一番身近な市町村でならできることもある。

A

- 法律に関して、市として意見を国に言うていくことはできる。

H

- 条例をどう生かすかが大切。すぐが変わっていくものではない。土壌をつくっていくこと。小さい町では顔が見える関係にあるが、人口が多いさいたま市でどう広めていくか。関心のない人を巻き込んでいく仕組みができて、皆が参加するようになれば、対立関係から協力関係に変わる。子どもの頃から学校等で教えていくことが大切。

I

- 職員を含めて自治基本条例に関心のない人が多いと思う。無関心の人たちにどう広めていくか。

J

- 現在、毎日何千件と寄せられる市民の声を集積する仕組みを検討している。市民からの意見については職員としても苦労しながら誠実な対応に努めている。市として努めるのも当然だが、市民の方にも責任を持つことを自覚できるような条例、市民と市がお互いに責任を持

った言動を自覚できるようなまちになれば良い。

K

- 自分の友人を見ても、若い世代は市政に無関心と感じる。長い目で見て考える必要がある。学校での教育を充実し、大学と市が協働でイベントを開くなど。

A

- 様々な意見があることを多くの人知っていくことが市民自治の基本だと思う。

○内田委員

- ・ 学生や職員との意見交換はとても有意義だった。もっと時間をかけたかった。
- ・ 人口の多いさいたま市で自治基本条例をどのように広めていくかは課題である。

○福島委員長

- ・ 検討委員会で議論していることや関心を持っていることとあまりずれてはいないようだ。

○中津原副委員長

- ・ 自治基本条例に関心を持ち積極的に関わっていきたい11名の職員が参加してくれたようだ。

○堀越委員

- ・ 先進的なことを発言する職員もいた。
- ・ 内田委員がそれぞれの参加者から意見を求めたことがよかった。

○福島委員長

- ・ 今後の出前意見交換会について報告をお願いしたい。

○中津原副委員長

- ・ 今後の出前意見交換会は、8月5日（金）に七里地区懇談会、8月10日（水）に浦和自治会連合会、8月20日（土）に大砂土東地区自治会連合会と予定している。
- ・ 5日は堀越委員と自分が参加予定である。

○福島委員長

- ・ 続いて自治基本条例についての議論に移りたい。

(2)自治基本条例について

○中津原副委員長

- ・ 前回第1条から第8条まで検討したが、第5条で結論が出ていない点がある。現案を含め代案を3案程度つくり、検討委員会で判断するような形にできるよう、最終報告たたき台作成チームをお願いしたい。
- ・ 今後、委員会で結論が出ないものが出てくるのが想定される。その場合は最終報告たたき台作成チームで検討してもらい、それを改めて全体会で検討したい。

○福島委員長

- ・ 大きな変更の場合は最終報告たたき台作成チームでまず検討する。小さな変更は全体会で確定させたい。
- ・ では、本日の検討に移りたい。本日は第9条から検討を行う。市民自治を担う各主体の責務等の検討である。

○事務局

（第30回資料1 最終報告（たたき台） 第9条・第10条の【考え方・解説】の説明）

○福島委員長

- ・ 第9条（議会の役割及び責務）に関して、おおむね中間報告にある要素を入れている。

- ・ 中間報告の【考え方・解説】の「イ」にある「市長と対等の立場」と書かなくても「二元代表制」とすることですっきりさせている。
- ・ 第9条の最後の「○」について、中間報告の「エ」を整理している。
- ・ 第10条（議員の責務）に関して、中間報告の「ア」にある「病気や多忙」については誤解を招くおそれがあるので、「諸事情により」と変更している。
- ・ 同じく中間報告の「ア」にある「早急に解決するよう努める」という点については、条例文に書かれておらず、議員よりも議会に当てはまるものであるため削除している。

○中津原副委員長

- ・ ここは議会基本条例との整合が大切である。例えば第9条ではどこに踏み込んで書いているか。

○堀越委員

- ・ 中間報告に向けた部会の作業の際に、自分が担当した。意見を聴く際の「少数意見」や「多様さ」に踏み込んでいる。その他、「分かりやすく」公表することや、議員に関しては選挙活動とは別に「市民全体の利益」について明記している。
- ・ 協働についてはあまり書かれていなかったが、第2項第3号で表現している。

○中津原副委員長

- ・ 議会基本条例では「参画」としている。

○福島委員長

- ・ 議会・行政部会で議論したところである。市民自治との関係を第2項ではうたっている。
- ・ 「多様な意見を聴くこと」と、「分かりやすく公表すること」が踏み込んでいる。
- ・ 「参画」に合わせることも議論したが、「参加」に「参画」を含めた広い意味でとらえている。

○中津原副委員長

- ・ 参加と協働を併せて参画なのではないか。
- ・ 参画の方が参加よりも強いニュアンスである。

○堀越委員

- ・ 市民参加の進んだ段階である。

○福島委員長

- ・ その考え方もあるが、参加をどのように定義するかにより異なる。

○中津原副委員長

- ・ 参加ではなく、参加及び協働とするのはどうか。その方が議会基本条例との整合にもつながるのではないか。
- ・ 「市民の多様な意見を聴き、尊重すること」をどのようなイメージで使っているか。議会基本条例では「政策の適否の判断の基礎とする」とあるが、それと「尊重する」は違うように感じる。

○福島委員長

- ・ 議会基本条例よりも踏み込んでいるように個人的には感じる。
- ・ 「尊重する」では弱いということか。

○中津原副委員長

- ・ そうではなく、「尊重する」をどのような意味で使っているのかが分かれば良い。

- ・ 第2項第2号の「透明性の確保」については議会基本条例では使われていない。

○事務局

- ・ 議会基本条例の第18条第1項で広聴の充実について書かれている。

○中津原副委員長

- ・ 第9条第1項は機能である。そこは議会基本条例と整合がとれていれば問題ない。
- ・ 具体的な例示について、【考え方・解説】の1つ目の「*」の「参考人及び公聴会制度の積極的活用」は同じことが議会基本条例に書かれている。

○堀越委員

- ・ 同じことも書いているが、【考え方・解説】の2つ目の「*」や3つ目の「*」については議会基本条例には書かれていない。

○中津原副委員長

- ・ 3つ目の「*」にある「市民参加による政策の監視・評価の実施」とはどのようなイメージか。議会に市民も加わり政策の監視や評価も行うということか。

○渡邊委員

- ・ 議員は自分の後援会や支援者とのみ話したが、そうではなく全党派含めた形で市民との意見交換を行うことをイメージしている。
- ・ 議員と市民の関係ではなく、議会と市民の活動をイメージしている。

○中津原副委員長

- ・ 意見交換の開催はもちろん良い。

○渡邊委員

- ・ 例えば、北区の議員が北区内で意見交換するのではなく、他区でも活動を行うことにより、議会として市全体に責任を持てるように書いている。

○中津原副委員長

- ・ ここは例示であるので、具体的なイメージがほしい。「市民参加による政策の監視・評価の実施」は具体的ではない。

○堀越委員

- ・ 市民との意見交換に関しては問題ない。

○中津原副委員長

- ・ 議会で議論される際に具体性が分かった方が良い。

○渡邊委員

- ・ より細かく具体的に書けば良いか。

○福島委員長

- ・ 他の委員でイメージを共有できるか。

○中津原副委員長

- ・ ここは意見交換会に含まれることなのか。それとも、委員会等に参考人として関わるということか。

○中田委員

- ・ 政策の監視機能は議会に元々あるものだが、それを、市民を交えた形で行うイメージである。
- ・ 評価についても市民側からも評価することが重要である。
- ・ それらが具体的にどのようなイメージかは説明できていない。

○中津原副委員長

- ・ 民主党の事業仕分けのようなものに市民が入るイメージか。

○中田委員

- ・ 議員の役割としての政策監視機能だけでなく、市民も含めて行うイメージである。

○福島委員長

- ・ 何か場をつくって市民が参加するというイメージか。

○渡邊委員

- ・ そこまで具体的に議論していない。

○中津原副委員長

- ・ 政策の監視及び評価は議会の機能そのものである。

○渡邊委員

- ・ 中田委員の述べたことについては議論した。

○福島委員長

- ・ イメージがわくように渡邊委員の言葉で書き加えて欲しい。そのイメージが共有できれば載せ、イメージしづらければ削除する方向でどうか。今のままではイメージしづらい。

○中津原副委員長

- ・ 第9条第2項の「市民の議会及び市政に対する関心及び参加意欲を高め」とあるが、「議会及び市政」は矛盾しないか。議会は市政の一部である。議会と行政が行うまちづくりを市政としている。

○堀越委員

- ・ ここは議会だけで良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 中間報告の2つ目の「・」をまとめている。

○中津原副委員長

- ・ 議会への関心、ひいては市政への関心ともとれるが、「議会及び市政」とすると矛盾する。

○福島委員長

- ・ 「議会活動及び市政」であれば問題ないか。

○細川委員

- ・ 前項に議会の役割が書かれている。「前項に規定する役割を果たし」なので、議会だけで良いのではないか。議会への関心は第1項の第1号～第3号に関心を持つことになるので、「市政」は不要である。

○堀越委員

- ・ 「議会に対する市民の関心及び参加意欲を高め」とした方が日本語として自然である。

○福島委員長

- ・ それで良いか。そのように修正する。

○堀越委員

- ・ 第9条の【考え方・解説】の最後の「○」の「例えば～」で、「考える」が二回続くので、後者は「必要です」でとどめる方が良い。

○福島委員長

- ・ では「積極的に作りあげていくことが必要です」とする。

○小野田委員

- ・ 議会に対する参加意欲はどのように解釈すべきか。

○中津原副委員長

- ・ 参加の内容は例示として書かれている。

○小野田委員

- ・ 参考人や公聴会ということか。

○福島委員長

- ・ 議会への参加意欲は「議会の諸活動への市民参加の促進」から拾うことになる。
- ・ 続いて第10条に関する意見はあるか。

○細川委員

- ・ 第1項の「果たすことに取り組まなければなりません」は「果たさなければなりません」より弱い。どのような議論からこのような書き方になったのか。

○中津原副委員長

- ・ この条文は弱める必要はない。役割責務を果たすことは当たり前である。

○福島委員長

- ・ 「果たさなければなりません」の方が読みやすい。

○中津原副委員長

- ・ 第2項の「市民全体の利益を考えなければなりません」は第2項ではなく第1項に含まれるべきものではないか。第2項は市民との対話や意見・課題の把握等である。市民全体の利益を考えることは第1項の方がなじむ。会話を行うのは選挙区のように感じるが、ここでは全体について書かれている。対話、地域の課題の把握の後に市民全体のことが書かれることに違和感がある。
- ・ 【考え方・解説】でも第2項の最初の「○」に「努めるとともに、市民全体の利益を考えて～」とあり、別のものとして並列で書いている。
- ・ 「市民全体の利益」については第1項に入った方が良い。第2項は市民との対話や意見交換を記している。違うことが一つの文章に入っている。
- ・ 対話に努めた結果、市民全体の利益を考えるのであれば分かるが、そのような意図ではない。

○福島委員長

- ・ 今の提案は、第2項の「市民全体の利益」を第1項に移動させるものである。
- ・ 最終報告の作成にあたっては、中間報告をそのまま持ってきている。

○渡邊委員

- ・ 「市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題の把握」に努めるだけなのか、という議論からこのような形となっている。

○中津原副委員長

- ・ 議会基本条例の第3条（議員の責務）と整合させているようである。

○小野田委員

- ・ 第10条の第1項は議員の心構え・姿勢についての規定で、第2項は議員の活動についての規定としている。

○中津原副委員長

- ・ 議会基本条例の第3条は「議員の責務」のみなので、多様なことが書き込まれている。

- ・ 自治基本条例第10条では、第1項で姿勢、第2項でそのための活動と整理しているということか。

○福島委員長

- ・ そのように整理することで、議会基本条例につながるということか。

○中津原副委員長

- ・ 第2項が活動についてで、第1項が姿勢についてであれば、「市民全体の利益を考える」とは活動ではなく姿勢ではないか。

○小野田委員

- ・ そのようにも解釈できる。

○内田委員

- ・ 「利益」を他の言葉にできないか。

○中津原副委員長

- ・ 議会基本条例でも「利益」を使っている。

○内田委員

- ・ 「市民全体の幸せ」のようにした方が良いのではないか。

○小野田委員

- ・ 市民全体の利益を考えることは姿勢か活動か。

○細川委員

- ・ 「市民全体の利益を考える」ことは議員活動の大原則なので姿勢に入るべきと考えるので第1項に移動させた方が良い。
- ・ また、法令遵守よりも先に書いた方が良いので、「議員は、市民全体の利益を考え、法令等を遵守するとともに～」と書くのはどうか。

○福島委員長

- ・ 第1項に移動させるか。

○染谷委員

- ・ そちらの方が読みやすい。

○福島委員長

- ・ では第1項に移動させる。細川委員の意見のように冒頭に持って行くことについてはどう考えるか。

○中津原副委員長

- ・ それで良い。

○細川委員

- ・ 「議員は、市民全体の利益を考え、法令等を遵守するとともに、構成かつ誠実に～」とする。この3点が責務である。
- ・ 文末は「果たさなければなりません」とする。

○小野田委員

- ・ そのような考え方もあるが、議員の責務として、「市民全体の利益を考えること」よりも、「法令等を遵守すること」や「公正かつ誠実に、議会の役割及び責務を果たすこと」は議員の資質として求められるものである。「～議会の役割及び責務を果たし、市民全体の利益を考えなければならない」とする考え方もあるのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 2案つくってほしい。

○高橋委員

- ・ 議員が議会の役割責務を果たすために「市民全体の利益」を考えなければならないので、「法令等を遵守し、市民全体の利益を考え、公正かつ誠実に～」とするのはどうか。

○福島委員長

- ・ 合意事項としては「市民全体の利益を考える」ことを第1項に移動させ、第2項は「～市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題の把握に努めなければなりません」とする。
- ・ 第1項は3案出ている。

○富沢委員

- ・ 高橋委員の意見に賛成である。市民全体の利益を考えた上で議員の役割責務を果たす関係性がはっきりする。

○中津原副委員長

- ・ 3案書いた上で、今の議論をふまえて再検討してほしい。

○堀越委員

- ・ 内田委員の意見にも関わるが、市民全体の利益とは何か。同時に市民全体の不利益とは何か。利益とすると経済的利益を想定してしまう。一般的に使っているが、どのような言葉が相応しいか。

○富沢委員

- ・ 中間報告の通り、「市民全体の福祉の向上」とするか。

○堀越委員

- ・ 市民全体の利益とすると市民ではない人の利益は不要ということか。
- ・ ここでは母体や地元の利益だけではない、というイメージで書いている。

○中津原副委員長

- ・ 中間報告を策定する際には「利害調整機能」についても検討した。

○堀越委員

- ・ 趣旨としては「利益」で良いか。時代が進んだ際に言葉を選べば良いか。

○小野田委員

- ・ 「福祉」とするとイメージを限定してしまわないか。「利益」とすると漠然と多くの可能性をイメージできる。

○堀越委員

- ・ 「福祉」は、日本では弱者を助けるイメージで使われているが、本来は「生活の質の向上」という広い意味を持っている。

○福島委員長

- ・ 議会基本条例では「利益」を使っているので、議員や議会基本条例を読んだ市民にはイメージしやすい。このままで良いか。

○中津原副委員長

- ・ 【考え方・解説】の中に「市民全体の利益」とは何と書くか。

○内田委員

- ・ 「利益」という言葉を使うのであれば、解説が必要である。

○福島委員長

- ・ では、そのようにする。内田委員は経済的利益だけではない旨を言葉にしてもらい、アイデアを提案してほしい。

○中津原副委員長

- ・ 【考え方・解説】の最後の項目が気になる。「議員の責務や活動について規定されていますが～」とあるが、責務は第1項の話題である。ここでは不要か。「議員の活動について～」であれば良いか。
- ・ 「具体化に向けた仕組み」が何をイメージしているのか。条文では「具体的な仕組みは未整理」ということで、「具体的な仕組みを整理していくことが大切」ということが解説となるのか。「具体的な仕組みを考えます」と条文に書き込まれていれば問題ないか。

○堀越委員

- ・ 議会基本条例では、議員が「市民との対話を積極的に行うことや、多様な意見並びに地域及び社会の課題の把握に努めること」については書かれているが、その具体的な方法までは書かれていない。それを市民と一緒に考えられる仕組みや、市民も積極的に参加しやすい仕組みを考えられれば良いという議論があった。
- ・ そのイメージがここだけでは分かりづらいか。
- ・ 議会については第9条第2項第3号に「市民参加及び協働」を明記している。それに合わせて解説に具体案と一緒に考えることを書き込んでいる。

○中津原副委員長

- ・ 「責務や活動について」に引っかかる。活動だけで良い。
- ・ 文末の「大切と考えます」はどのような効力があるか。

○堀越委員

- ・ 第9条もそのような書き方である。

○中津原副委員長

- ・ 「大切と考えて、ここに規定しました」とすれば良いのか。

○堀越委員

- ・ これまでの書き方とあわせれば、「大切です」とすれば良い。

○福島委員長

- ・ 「議員の活動について規定されていますが、～大切です」と修正する。
- ・ 続いて第11条（市長その他の執行機関の役割及び責務）と第12条（職員の責務）の検討に移る。

○事務局

（第30回資料1 最終報告（たたき台） 第11条・第12条の【考え方・解説】の説明）

○福島委員長

- ・ 第11条について、中間報告では市長についてのみ書かれていたが、「その他の執行機関」についても明記した。
- ・ 健全財政の確保について【考え方・解説】で厚く書いている。
- ・ 第2項第1号から第4号の順番は全体会で確定させたい。

- ・ 第12条第2項第2号の【考え方・解説】で、中間報告の「ウ」にある「全体的な視野から情報提供や助言を行う存在」は、「市民の立場に立って最良の解決策を市民とともに考える」という書き方に直している。

○中津原副委員長

- ・ 第11条第3項について、市長が「市の代表」とは二元代表制の観点からおかしい。

○福島委員長

- ・ 地方自治法では市長には統括代表権があるという説明をしている。

○事務局

- ・ 地方自治法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」という条文がある。

○中津原副委員長

- ・ 「市」の呼び方に戻るかもしれないが、議会との関係で誤解を生みかねないので、「市の代表として」は不要ではないか。

○福島委員長

- ・ 地方自治法や最高裁の判例では市長が代表であるが、中津原副委員長はここでは不要であるという意見である。

○中津原副委員長

- ・ 全体の構図として、市民と議会と行政が協働連携し市民自治を推進する趣旨である。その趣旨の中では受け止めづらい。

○堀越委員

- ・ 第3項では、市長が他の執行機関と異なる理由が欲しい。「市の代表として」でなければ「市民から選ばれた者として」などが考えられる。

○中津原副委員長

- ・ 第2項第5号は市長を想定し、縦割り解消のために「総合的な取組を推進する」と書いたが、その他の執行機関も「総合的な取組を推進する」ことになっている。その他の執行機関も縦割りの部署だと感じる。

○堀越委員

- ・ 教育委員会はより連携をしてほしい。そのため、市長だけではなく、その他の執行機関も「総合的な取組を推進」してほしい。

○中津原副委員長

- ・ 関係部署でも総合的に取り組んでもらいたいが、縦割りにになってしまう。それらを市長が束ねて、総合的に取り組んでほしいということが中間報告の趣旨である。教育委員会や農業委員会を含め、市長が総合的に束ねて取り組んでほしいという趣旨であった。

○福島委員長

- ・ 第3項に戻るが、市長について、地方自治法上は問題ないが、その点とは別の考え方もある。何か意見はあるか。

○中津原副委員長

- ・ そもそも個人的には「地方公共団体たる市」に異論を唱えている。
- ・ 議会、市長その他の執行機関及び職員を「市」としている。市長は、その「議会、市長その他の執行機関及び職員」の代表なのか。

- ・ 「その他の執行機関」に関しても第5号で総合的な取組を推進することとするか。

○堀越委員

- ・ 例えば教育委員会に関しては、市長に言われるまでもなく、総合的に取り組んでほしい。

○福島委員長

- ・ 教育委員会に関しては総合的な取組が必要である。

○中津原副委員長

- ・ 総合的な取組を推進するのは市長その他の執行機関の役割ではなく市長の役割のように思う。
その他の執行機関に関しても市長は監督権がある。

○堀越委員

- ・ 第2項に入れることにより市長の責務を免責するわけではないので良いのではないかと。

○福島委員長

- ・ 行政委員会との関係でいえば、予算調製権は持つが、業務を市長が監督することはない。

○事務局

- ・ 監督権限はない。総合調整権が規定されている。

○中津原副委員長

- ・ 条文は良いが、第5号の【考え方・解説】で、特に市長が取り組むこととして、「特に市長は」とするのはどうか。

○堀越委員

- ・ 命令して言うことをきかせる構造ではない。「市長はじめその他の執行機関」とするのはどうか。教育委員会は取り組める分野がたくさんある。

○福島委員長

- ・ では「市長はじめその他の執行機関」とする。
- ・ 第2項の第1号から第4号の順番についてはどのように考えるか。最初に意見を聴くか、情報共有が先か、といった議論があった。

○堀越委員

- ・ 第3章では情報共有が最初に規定されている。
- ・ 第3号が最初にくるように思う。開かれた市政でなければ意見を聴かない。第3号、第1号、第2号、第4号という順番である。

○中津原副委員長

- ・ それで違和感はない。

○細川委員

- ・ 賛成である。

○染谷委員

- ・ それで良い。

○福島委員長

- ・ では第3号、第1号、第2号、第4号、第5号の順番とする。

○中津原副委員長

- ・ 第4号の「促進」は他の部分とあわせ「推進」とした方が良い。

○福島委員長

- ・ 最終報告たたき台作成チームでも「推進」と「促進」についても議論があり、「推進」で統一するようになっているが、良いか。

○細川委員

- ・ 市長の責務で、議員の責務とあわせ、第1項で姿勢を示し、第2項で活動を示すよう整理した方が分かりやすいのではないか。
- ・ 第1項の「市民自治の確立を図り、構成かつ誠実に市政を運営しなければならない」の流れが分かりづらい。第9条では、「豊かで暮らしやすいまちをつくるためには市民自治を確立しなければならない。市民自治を確立するためには次のことに努めなければならない」という流れなので、そのように書き換えられたら良い。

○中津原副委員長

- ・ 「市民自治の確立を図る」という大切なことが最初に書かれ、その後当たり前のことが続いている。

○細川委員

- ・ 「市長その他の執行機関は、市民自治の確立を図り、豊かで暮らしやすい～」とするのはどうか。

○福島委員長

- ・ 法令遵守をどこに落とし込むか。

○中津原副委員長

- ・ 「法令等を遵守し、公正かつ誠実に～」とするか。

○福島委員長

- ・ 議会のところと合わせるとそのような書き方が分かりやすいか。

○堀越委員

- ・ では第9条に「市民自治の確立」を入れなくても良いか。

○細川委員

- ・ 第9条第2項にある「市民自治を確立するため」は唐突であるが必要である。これを第1項にも入れるか。しつこくなるか。

○福島委員長

- ・ 第9条の第2項に「市民自治の確立」がなければ第1号～第3号が活かされない。

○堀越委員

- ・ 第9条第1項に議会の役割を書いている。目的は市民自治の確立だけではない。

○中津原副委員長

- ・ では第11条第1項の「市民自治の確立」を第2項に移すということか。

○福島委員長

- ・ 第2項に移動させることも考えられる。

○中津原副委員長

- ・ 法令遵守と入れ替える。

○福島委員長

- ・ 法令遵守を第1項に入れ、第9条とあわせ市民自治の確立を第2項に入れるよう変更する。
- ・ 続いて第12条の検討を行いたい。

○中津原副委員長

- ・ 第2項第2号に協働という言葉を入れて欲しい。協働という言葉を避けてこのような書き方になっているように感じる。全体の流れから、「市民との協働に努めること」とした方が分かりやすいのではないか。

○福島委員長

- ・ 最終報告たたき台作成チームでは、行政と市民の協働はあるが、職員個人と市民の協働はありえないと考えたので、このような書き方をしている。

○内田委員

- ・ 第11条に戻るが、市長は「健全財政を確保する」とあるが、「確保」とはどのようなイメージか。

○福島委員長

- ・ 健全財政を維持するイメージか。

○内田委員

- ・ 確保は、「来年度予算を確保する」のようなものである。
- ・ 健全財政は豊かで暮らしやすいまちづくりのために必要である。1991年に国家予算の17%だった社会保障費が2011年には31%となっている。今後高齢化が進むので、豊かで暮らしやすいまちづくりのためにもっと強調するべきである。確保では弱い。
- ・ 「健全財政政策は非常に重要であり、暮らしやすいまちをつくっていくための基盤である」とするのはどうか。

○福島委員長

- ・ 趣旨は分かった。対応したい。
- ・ 第2号の【考え方・解説】を厚く書いているのは内田委員の思いを汲んでのことだったが、まだ足りなかった。

○小野田委員

- ・ 第12条で、組織として不可能なことを職員が個人として取り組むことについて全体会で議論があり、その点について最終報告たたき台作成チームでも検討したが、それは無理であるという結論となった。

○堀越委員

- ・ 「職員」とは個人か、組織か。個人であれば、第12条第2項第1号の【考え方・解説】にある「市民の意見や要望を汲み取り、それをいかに市政に反映させるか、創意工夫が求められます」ということは姿勢として大切だが、それを保証する組織が必要である。職員個人の取り組みは大切だが、それが取り上げられて組織改革につながらなければならない。このことは後述の組織人員体制で書かれているか。職員が能力を伸ばし、やる気のある職員が能力を発揮できるような組織でなければならない。

○中津原副委員長

- ・ ここは個人ではなく組織・機関のことを書いている。

○事務局

- ・ ここは市の職員としての個人である。

○中津原副委員長

- ・ その意味では「協働に取り組む」と書いても良いのではないか。

○小野田委員

- ・ ここでは、例えば市民からの提案に対し、不可能なことに関してただ断るのではなく、提案を可能にできそうなNPOを紹介するなど、課題を解決できる方策を探求することを書いている。

○福島委員長

- ・ 協働については第17条でまとめている。
- ・ 第2項に関しては、個々の職員に限定していると最終報告たたき台作成チームでは理解した。

○渡邊委員

- ・ 中津原副委員長の意見は、協働という言葉が入らなければ職員が協働を気にしなくなるかもしれないという心配があるのか。

○中津原副委員長

- ・ その通りである。協働はキーワードであるので書き込めば良い。

○堀越委員

- ・ 協働は課題解決の一つの方法である。情報提供だけで済む場合もある。協働等は解説で書き込めば良い。

○中津原副委員長

- ・ それでも良い。協働とのつながりが分かれば良い。
- ・ 職員についても解説をしても良い。純粹な個人ではない。機関の中の個人としての職員である。

○福島委員長

- ・ それは第1項の解説で読めるか。

○中津原副委員長

- ・ 冒頭を「～としての職員の責務を定めています」とするのはどうか。

○福島委員長

- ・ 協働のようなキーワードを解説に書き込む。
- ・ 本日の議論は以上である。

3 その他

4 閉会

○事務局

- ・ 次回の検討委員会は8月9日（火）、市役所第2別館第3会議室で行う。
- ・ 最終報告たたき台作成チームは8月3日（水）に第2別館第3会議室、5日（金）に第2別館第4会議室で検討を行う。